

質疑要旨 意見のない施設から無くすのか。また、住民が納得いくまで話し合いを続けるのか。

答弁要旨

ご意見の有無で施設の見直しを判断するものではございませんが、今後も市民の皆様への情報発信の仕方や内容の改善を行い、より多くのご意見をいただける環境の整備を図ってまいります。

また、取組を進めるにあたりましては、この度、実施いたしました地区別説明会のほか、今後も市民アンケートや個別施設での説明会の実施など、市民や利用者との対話を行う機会を多数設けながら、市民の皆様のご理解を得られるよう取組を進めてまいります。

以上

質疑要旨 福社会館については、地域移管を行うのか。

また、本市が継続して所有する考えはないのか。

答弁要旨

市所有の福社会館につきましては、施設の老朽化が進行しているものから、比較的新しいものまであり、使用料収入と維持管理費などに係る収支や、利用される頻度等も様々な状況にあります。

こうしたことから、改めて各福社会館の利用実態を把握したうえで、個別に地域と十分な協議を行い、その結果を踏まえ、施設改修による長寿命化のための支援策や代替策なども含めて検討することとしております。

これらの対応策については、地域移管を基本に協議を進めてまいりますが、地域の理解がなければこの取組は行えるものではなく、協議の結果によって、他の選択肢もあり得るものと考えております。

以上

別府議員 1003

作成部局 資産統括局 No. 1

質疑要旨 高齢化している自治会が施設維持管理費を負担している中で、建替えまでを地域に負担させるのは、地域住民の負担が重くなり、地域破綻に繋がるのではないか。

答弁要旨

先ほども申し上げましたとおり、福祉会館につきましては、改めて利用実態を把握する中で、個別に行う地域との協議を踏まえ、地域での活動が継続できることを基本に対応策を検討してまいります。

以上

質疑要旨 尼崎東警察署跡地については、将来ビジョンを考えた上での計画的な売却なのか。高く売ればよいのか。また、大型マンションが建設された場合、小・中学校の受け入れ体制などの庁内連携は行われているのか。

答弁要旨

JR尼崎駅南地区につきましては、にぎわい形成や少子高齢化への対応の観点から、多様な用途の立地の促進や土地の高度利用を行うことを目指し、現在、容積率緩和等の都市計画の見直しが進められているところでございます。

こうしたことから、尼崎東警察署跡地につきましては、見直し後の都市計画による土地の有効活用を図るとともに財源確保の観点から一般競争入札により売却することとしております。

また、仮に大型マンションが建設される場合などには、関係部局と情報共有するなど、十分に連携を図り、対応してまいります。

以上

質疑要旨 稼ぐ仕組み、また街のビジョンを考えての土地売却を行わないのはなぜか。また、尼崎東警察署跡地など駅に近い物件については、市益になるような施設を誘致すべきではないか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、尼崎東警察署跡地につきましては、JR尼崎駅南地区における都市計画の見直しを踏まえ、土地の有効利用を誘導し、財源の確保を図ろうとするものでございます。

また、駅に近い物件に限らず、売却条件を付すことなく、都市計画で定める土地利用の誘導を図ることで、民間事業者による多様な開発を促進することができ、結果として土地の有効利用につながり、財政効果が最大限図られるものと考えております。

以上

(森山副市長答弁)

別府議員 1006 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

今現在の休日夜間の動物管理や動物に噛まれた職員の数。また、過去に負傷した職員に対する補償内容は。

答弁要旨

動物愛護センターでは、動物の飼育管理をするために嘱託員による休日勤務を行っておりますが、夜間勤務については行っておりません。

また、通常業務の中で人慣れしない動物が收容されることもあり、過去に一度嘱託員が病院を受診したケースがあります。

当該ケースは業務中に負傷したものであり、公務災害として対処いたしました。

以 上

(森山副市長答弁)

別府議員 1007

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

動物愛護センターの職員が獣医でなければならぬ理由は。一般職員に業務を任せるのは難しいのか。規定があれば教えてほしい。

答弁要旨

動物愛護センターの業務は多岐にわたりますが、中でも動物の治療や狂犬病予防法に基づく業務は獣医師法の規定に基づき獣医師が従事する必要があります。

一方で、動物の日常的な管理や事務作業等に関しましては獣医師である必要はなく、現時点においても一般職員や嘱託員で対応しております。

以上

(森山副市長答弁)

別府議員 1008 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

ボランティアに対する職員の対応に差があると聞いているが、例えば持ち出しなど保護動物の扱いについて明確な規定はあるか。

答弁要旨

保護動物の扱いについて明確な規定はございませんが、動物愛護センターにおいてはボランティアの皆様からの相談等において公平な対応を心掛けております。

円滑な事業の推進にはボランティアの皆様の協力が必要であり、ご指摘のような事が生じないよう努めてまいります。

以上

(森山副市長答弁)

別府議員 1009 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

動物愛護基金の使途について市はどのように考えているのか。保護施設の建設費用等に活用できないのか。

答弁要旨

動物愛護基金は、尼崎市動物愛護基金条例に基づき、所有者が存在しない猫の不妊手術に対する援助の事業、その他の動物の愛護に関する事業の推進を図るため設置されたもので、その基金の使途については動物愛護管理推進協議会の中で協議しながら決定しております。

基金を活用した施設整備につきましては、多額の建設費用が必要となることに加え、運営面におきましても体制整備が必要となることから難しいと考えております。

当面は、動物愛護センターにおいて多段ケージを活用し、可能な限り収容数の増に努めてまいりたいと考えております。

以 上

質疑要旨

保護受給者の市営住宅、民間住宅の家賃滞納率は把握できているのか。

答弁要旨

被保護世帯における市営住宅家賃の滞納率については、平成31年2月末時点で、市営住宅の被保護世帯1,822世帯中、生活保護開始前からの家賃滞納者を含め1ヶ月以上滞納している世帯は162世帯、滞納率は8.9%です。

民間住宅では、平成31年3月時点で民間住宅の被保護世帯10,538世帯中、生活保護開始前からの家賃滞納者を含め、家賃滞納を把握しているのは112世帯、滞納率は1.0%です。

以上

質疑要旨

民間住宅の代理納付は何件行っているのか。同意が得られない場合、ケースワーカーは引き続き管理していくのか。また、同意を得られない理由は何か。

答弁要旨

民間住宅の代理納付については、平成31年1月現在78件となっています。

家賃滞納は、被保護者が生活の場を失うことにつながりますので、家賃滞納が懸念される世帯に対してケースワーカーが、民間住宅の代理納付の活用の助言等を行っております。

同意が得られない場合は、ケースワーカーが滞納分を含めた家賃納付を継続指導するとともに、滞納が解消された後も、再度、滞納に陥らないよう、適宜、納付状況を確認しております。

代理納付の同意が得られない理由としては、被保護者が自身で納付したいと主張するケースや説明を行っても疾病等の影響で代理納付の仕組みについて理解が得られないケース

です。

(以上)

などの

質疑要旨

家主に直接払うことについて、受給者の自立を促すこと以外に問題点はありますか。

答弁要旨

就労収入など一定の収入がある被保護世帯では、家賃額よりも住宅扶助費が少なく、家賃全額を支給できない場合があります。

民間住宅の代理納付においては、毎月の住宅扶助支給額で家賃額を支給できているのかといった確認作業等が必要となることに加え、代理納付の支給変更等の案内を、個々の家主へ通知する事務や郵送料等の費用が発生することから、民間住宅に入居している 10,538 世帯

全世帯を対象として、家主に直接支払うことは、困難であると考えております。

なお、市営住宅の代理納付では、住宅管理課と代理納付にかかる支給可否について情報共有を一括で行うことが可能であるため、原則全世帯を対象に代理納付を行っているものです。

以上

別府議員 1013 作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 老朽危険空家対策についても主要施策だ
と思うがいかがか。

答弁要旨

老朽危険空家対策については、これまで、空家等対策の推進に関する特別措置法と尼崎市危険空家等対策に関する条例に基づき、所有者等への指導、助言をはじめとする取組を進めております。

昨年1月には総合的・計画的に空家対策を進めるため、尼崎市空家等対策計画を策定し、以降、この計画に基づき、施策の拡充や、空家利活用に係る新規施策など、様々な取組を進めているところでございます。

また、新年度においては、主要施策に位置づけておりませんが、所有者等への助言・指導と、空家の利活用の促進に係る事務を一元化して組織の統合と、体制の強化を図り、効率的かつ、効果的に進めることにより、老朽危険空家の減少にさらに努めて参ります。

以上

質疑要旨 Cランクの空家の件数は、どれくらい減少したか。また、総合的、計画的に空家対策は推進されているのか。

答弁要旨

Cランクの空家数につきましては、尼崎市空家等対策計画で、平成27年の基準値339件から平成33年に200件に減らす目標値を掲げており、これまでに市が近隣住民からの苦情等で所有者などに助言・指導、または勧告などを行い、自主的な修繕や解体を促すことで、現時点におけるCランクの空家数は、45件減少し、294件となっております。

空家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、1つ目に管理不全対策として所有者などへの助言・指導や、除却支援。

2つ目に管理意識、知識の向上として、空家の適正管理に関する啓発と情報の発信。

3つ目に空家の流通・利活用の促進として、空家活用アドバイザー派遣や、子育て・新婚世帯向け空家改修費補助など、こうした各種施策に取り組むことで、総合的かつ、計画的に空家対策を進めております。

以上

別府議員 1015 作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 自然災害が多発している状況下で代執行による解体が進んでいない理由は何か。

答弁要旨

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行を平成30年度に3件予定していましたが、代執行後の費用回収や審議会の意見を踏まえた地元の町会や近隣住民への聞き取り調査などに時間を要したこと。また、議員ご指摘のとおり、今年度の度重なる自然災害により、請負業者の確保が難しかったことも重なり、着手に至っておりません。

本来、空家の修繕や不要となった空家の解体につきましては、所有者の責任でなされるものでありますが、市で行う代執行は、あらゆる手法を尽くしたうえで、最終的に行政が公権力を行使せざるを得ない場合に限り、実施して行くものと考えております。

(次ページへ続く)

老朽危険空家の除却件数については、法が施行された平成27年度から、市が行ってきた助言・指導などにより、所有者が自主的に除却した件数と市が代執行した件数を合わせると、現在までに累計で58件となっており、着実に取組の成果が表れているものと考えております。

以 上

質疑要旨 本市でも神戸市と同様の施策を行うべき
と考えるが、現状認識や課題、また、実施可能な
事業であるのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げましたが、空家の修繕や
不要となった空家の解体につきましては、所有者の
責任でなされるものであり、まずは防災街区整備地
区計画区域内の老朽住宅の除却を進めることとして
おり、それ以外の地域への対象の拡大は現在のところ
考えておりません。

また、空家を含めた使用する予定のない老朽化し
た建物は、相続により取得した場合が多いことから、
管理意識が希薄であったり、立地条件や相続人らの
個別事情などが要因となって、解体や売却が進んで
いないのが現状です。

新年度から神戸市が導入を予定している昭和56年
以前に建てられた耐震性のない建物の解体にかかる
補助金の交付制度については、建物除却後の跡地の
活用が見込まれる土地の所有者に偏ることが懸念さ
れる面もございます。

(次ページへ続く)

いずれにしましても、神戸市をはじめ、他都市の
動向を注視していく必要があると考えております。

以 上

(市長答弁)

別府議員 1017 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 先日の代表質疑で市長が答弁した「更に内容を深め」というのは、工事場所の選定の中身なのか？その事業の効果の中身なのか？見解を聞きたい。

答弁要旨

新たに負担を軽減できる工事手法や公園に留まらない場所等について、改めて周辺住民の皆様からの意見や有識者等のアドバイスをいただくなど、様々な方法を通じて、工事計画の内容について、複数案の検討を行っていくことを、「更に内容を深める」という表現でお答えしたものでございます。

以 上

別府議員 1018 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 分科会で「我々が考えていることを説明しつつアドバイスをいただく」と有った。それは、現案について、工事の再選定、工事の負担軽減についてなのか？また、いま本市はどんな事を考えているのか。

答弁要旨

山手幹線と尼崎宝塚線を基本整備ルートとした工事計画案の作成において、負担を軽減できる工事手法の導入や公園に留まらない場所の選定等について、現計画案も含めた複数案の比較検討を行うにあたり、「(仮称)技術支援会議」で有識者等からのアドバイスもいただきたいと考えております。

以上

別府議員 1019 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 山手幹線・尼崎宝塚線での前提の工事で検討を行う予定だが、全ての隣接する市有地での検討は、当然行っていくものと考えているがどうか。行わないならその理由を聞かせてほしい。

答弁要旨

複数案の比較検討の対象となる施工候補地については、現計画の公園に加え、山手幹線と尼崎宝塚線を雨水貯留管の基本整備ルートに隣接する全ての市有地も対象として、整備ルートからの距離や広さなどの条件を考慮し、選定に努めてまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨 立花・三反田地区を救う整備こそ早急に行わないのはなぜか。浸水対策を貯留管以外では検討していないのか。

答弁要旨

立花・三反田地区の浸水被害は、大雨によって下水管きよの能力を超え、雨水が当該地区を含む地盤の低い南側のエリアに流れ込むことで発生します。

武庫分区雨水貯留管整備事業は、武庫分区の複数の下水道の幹線を貯留管で結ぶことにより、雨水の取り込む容量を大幅に増やし、雨水整備水準を6年確率降雨から10年確率降雨へ引き上げるもので、立花・三反田地区に流れ込む雨量を軽減できる最も有効な浸水対策であることから、早期に事業着手できるよう取組を推進して参りたいと考えております。

以上

質疑要旨 地域住民からは「雨水貯留管機能についても明確な回答が本年度もございませんでした」と伺っています。浸水対策については他の方法も合わせて再検討をすることが求められていますが、住民へは丁寧に根拠がある形で納得できる説明を行えるのか。

答弁要旨

雨水貯留管整備以外の手法としましては、尼崎市総合治水対策基本ガイドラインで定めた流域対策として、学校、公園等の公共施設を利用した貯留浸透施設がありますが、これらは特定のエリアのみ雨水を貯める対策であるため、広いエリアをカバーするための効果的な浸水対策とはなりません。

そうしたことから、雨水貯留管整備事業は、河川放流の増量が不可能な武庫分区において、最も有効な浸水対策として着実に推進するものです。

こうした浸水対策の取組内容については、今後も住民の皆様に対してご理解いただけるように、引き続き丁寧な説明に努めて参りたいと考えております。

以上

質疑要旨 地域住民等から意見を聴き、多目的にイベントができる、また、非開催日に一般開放できるような施設として改修できないのか。その場合の課題はなにか。

答弁要旨

今回の大規模改修においては、地域の皆様の意見などを踏まえる中、必要に応じ、非開催日でも、ファミリーが気軽に楽しめるレジャー施設として開放できるよう整備するとともに、地域のイベントでも活用していただけるスペースを提供できるよう、検討いたしております。

以上

質疑要旨

喫煙所の市内全駅設置は考えているのか。設置する順序は喫煙者の多い順か、または、地域の要望順なのか。全駅設置するのであればいつまでに設置する計画か、設置しないということであれば理由は何か。

答弁要旨

区域の指定や喫煙所の設置については、地元の皆様のご理解が必要であることから、市内全駅の年次計画を立てることは難しいものと考えており、各駅の利用状況や地元の意向等を踏まえながら、順次取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨

喫煙所を全駅設置しないと条例は市民に浸透しないと思うが、どのような方法でこの条例を市民に認識させるのか。

答弁要旨

喫煙所の設置は、たばこ対策の一つでございますが、条例に定める歩きたばこやポイ捨での防止、受動喫煙の防止等を着実に推進するためには、地道な周知・啓発活動が必要であると考えております。

こうしたことから、引き続き、市報等への啓発記事の掲載や、市内全駅での啓発のぼりや横断幕の掲示、啓発ティッシュの配布等を行う予定であり、あわせて市民の皆様身近な問題として認識していただけるよう、みんなの尼崎大学の活用や民間事業者及び市民活動団体等と緊密に連携する中で、より効果的な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上